

名張市空家等の適正管理等事業者の紹介に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市に存する空家等について、自ら名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号）第9条に規定する管理不全状態とならないよう、空家等を適切に管理することに資する空家等の状態の点検及び簡易な清掃、管理、庭木の剪定、草刈、解体、害虫・害獣の駆除等（以下「適正管理等」という。）を行うことができない所有者等に対して、空家等の適正管理等を行う事業者（以下「適正管理等事業者」という。）の紹介に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、名張市空家等対策の推進に関する条例において使用する用語の例による。

(適正管理等事業者の資格要件)

第3条 空家等の適正管理等に関し、市長が紹介する適正管理等事業者として登録できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、名張市内に営業所を置くその他保守点検事業に登録されている者
- (2) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、名張市内に営業所を置く屋外清掃事業に係る事業者、又は小規模修繕等契約希望者登録名簿に登録されている者であって造園事業に係る事業を行うもの
- (3) 名張市あき地の雑草等の除去に関する条例（昭和62年条例第1号）第9条に基づく雑草等の除却業者として紹介される者
- (4) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者又は小規模修繕等契約希望者登録名簿に登録されている者のうち、名張市内に営業所を置く解体工事業又は『とび・土工工事業（※）』の建設業許可を受けている者

※『とび・土工工事業』での登録は平成31年5月31日まで

- (5) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、名張市内に営業所を置く防除・駆除事業に登録されている者
- (6) 名張市シルバー人材センター

(実施業務)

第4条 前条第1号の規定により登録された事業者は、空家等の保守点検業務を、同条第2号及び第3号の規定により登録された事業者は、庭木の剪定及び草刈業務を、同条第4号の規定より登録された事業者は空家等の解体業務を、同条第5号の規定により登録された事業者は害虫・害獣の駆除業務を、同条第6号の規定に該当する事業者は空家等の保守点検業務、庭木の剪定及び草刈業務の全てを、行うことができるものとする。

(業務開始届)

第5条 市長の紹介を受け、空家等の適正管理等を業としようとする者は、市長が定める日までに空家等適正管理等事業者届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 空家等の適正管理等の内容
- (2) 発注者に対する適正管理等の報告方法及びその内容
- (3) 標準的な料金表
- (4) 営業所付近の見取図

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、空家等適正管理等事業者届出者名簿(様式第2号)に記載するとともに、空家等適正管理等事業者届出者名簿登録完了通知書(様式第3号)により第1項の規定により届出書を提出した者に通知するものとする。

(空家等適正管理等事業者の遵守義務)

第6条 空家等適正管理等事業者届出者名簿に記載された者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空家等の所有者等から空家等の適正管理等の依頼があった場合は、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- (2) 空家等の適正管理等の依頼者と「空家等の適正管理等に関する契約」を取り交わすこと。
- (3) 空家等の適正管理等の依頼者に対して、実施前後の現地写真、見積書、請求書等を送付し、適正管理等に伴う紛争が生じないように処理すること。
- (4) 空家等の適正管理等業務について、依頼者名、依頼日、除去場所、処理料金、処理月日を記載した帳簿を備えること。
- (5) 依頼を受けた空家等の適正管理等の処理状況を、1か月分ごととりまとめ、空家等適正管理等状況報告書(様式第4号)により、翌月15日までに市長に提出すること。

(変更の届出)

第7条 空家等適正管理等事業者届出者名簿に記載された者は、空家等適正管理等事業者届出書に記載した事項を変更するときは、空家等適正管理等事業者届出事項変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第8条 空家等適正管理等事業者届出者名簿に記載された者は、空家等の適正管理等の登録を抹消したいときは、事前に空家等適正管理等事業者抹消届出書(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(届出者名簿からの抹消)

第9条 市長は、空家等適正管理等事業者届出書を提出した者が次の各号のいずれかに該

当するときは、空家等適正管理等事業者届出者名簿から抹消することができる。

- (1) 空家等の適正管理等を受託処理する過程で、不正があった場合
- (2) 第3条に規定する資格要件を満たさなくなった場合
- (3) その他、市長が特に必要と認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。